

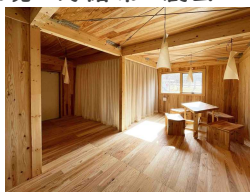
1 カーボンニュートラルの実現を目指します！

～ 高知県脱炭素社会推進アクションプランによる経済と環境の好循環の創出 ～

CLT等木材利用普及推進事業

CLT簡易住宅の展示などを通じCLTに対する理解を深め、建築用資材としての認知度の向上を図るとともに、多様な分野での活用方法をPRすることにより、CLT等の木材利用を推進します。

※CLT：板材が直角に交わるように重ねて接着したパネル。縦（軸）方向に強い木材を直角に積層・接着した強度が高い素材。



2 県経済のグローバル化を推進します！

ユズ・水産物・土佐酒などの県産食品輸出拡大事業を通じた地域の活性化

「地産」の強化から「外商」支援まで一貫したサポートにより、県内事業者等の輸出拡大の取り組みを推進し、生産地域の振興につなげます。

(例)・輸出先国のニーズを捉えた商品磨き上げや生産設備の整備
・海外支援拠点を活用した現地外商活動の展開 など



3 中小企業の生産性向上とデジタル化を支援します！

～ 生産性向上・デジタル化支援事業 ～

デジタル技術等を活用した業務の改善による生産性向上・付加価値向上を目指す企業の実行支援を行い、「メイドイン高知」の製品の全国・海外展開を図ります。

(例)・企業のデジタル化計画の策定と実行支援
・財務分析支援による生産性向上 など



デジタル化の取組成果発表会

4 デジタル技術による本県経済の活性化を図ります！

高知県ヘルスケアイノベーションプロジェクト

産学官金が連携して、デジタル技術等を活用したヘルスケア分野の新製品やサービスの事業化を伴走支援することで、ヘルスケア産業を創出し、若者の県内定着や県外企業の誘致による地域産業の活性化を図ります。



キックオフイベント



5 関西圏との経済連携強化により本県経済の活性化を図ります！

～ 「関西・高知経済連携強化戦略」の推進 ～

大阪・関西万博などの大規模プロジェクトに向けて、経済活力が高まる関西圏との経済連携を強化することにより本県経済の発展につなげるため、「観光推進」「外商拡大」「万博・IR連携」の3つのプロジェクトを柱として、産業振興に係る各分野の取り組みを推進します。



「スーパー・ローカル(極上の田舎)」をコンセプトにした観光振興と食の外商拡大の推進

大阪・関西万博を契機に、関西圏を訪れる国内外の観光客をターゲットに、高知ならではの魅力をじっくりと、深く、たっぷり味わっていただき、心からの息抜きや、新しい発見・気づきにつなげてファンになっていただくことを目指した観光振興を推進します。

また、アンテナショップを拠点に、土佐の海・山・川・畑に生きる人々の「食とカルチャー」を「秀逸の一品」として食の外商拡大につなげます。



どっぷり高知旅キャンペーン

アンテナショップ
「SUPER LOCAL SHOP とさとさ」

6 移住促進等の取組により中山間地域の活性化を図ります！

① 高知家で暮らす自己実現型移住促進事業

「地方へのひとの流れ」を特に中山間地域に多く呼び込み、高齢者の暮らしを守り、若者が住み続けられる地域の実現を目指します。

(例)・「高知暮らしフェア」等の相談会やオンラインセミナーの実施
・空き家を活用した住宅確保 など



高知暮らしフェア（移住相談会）

② 小規模集落活性化事業

小規模集落における、人口減少や高齢化による集落機能の低下、水や生活用品の確保などの様々な課題を解決し、地元で仕事をしながら安心して生活ができ、リーダー・担い手が育つ持続可能な中山間地域を目指す。

(例)・集落活動センターに至らない集落での人材育成や関係人口の拡大等の取組の支援 など



このほかにも、「高知県元気な未来創造戦略」に記載された事業が、企業版ふるさと納税の対象になります。

高知県は、令和6年3月29日、内閣府より地方創生応援税制対象事業の地域再生計画の包括的な認定を受けています。

「企業版ふるさと納税」で 高知県を応援してください！



「企業版ふるさと納税」制度は、企業の皆さまが、寄附を通じて地方の活性化を応援する制度です。地方公共団体による「地方創生プロジェクト」(*)に寄附をされた場合、税制上の優遇措置が受けられます。

この制度の活用を通じ、企業の皆さまとより一層連携しながら、高知を元気にする取り組みを進めてまいりたいと考えております。

皆さまのご協力をよろしくお願い申し上げます。

(※) 企業版ふるさと納税に係る地域再生計画（地方版総合戦略に関連する事業）として、国の認定を受けたものの

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）とは

企業が地方公共団体による地方創生プロジェクトに寄附をした場合、損金算入措置（約3割）に加えて、法人住民税などの税額控除（6割）が受けられ、最大で寄附額の約9割が軽減される制度となりました。（令和6年度まで）



※ 最大で9割となる税額控除は、令和2年4月1日以後に開始された事業年度分の法人税についての適用となります。それ以前に開始された事業年度分については、最大で6割となります。

制度活用にあたっての留意事項

- 1回あたり10万円以上の寄附が対象となります。
- 寄附を行うことの代償として経済的な利益を受け取ることは禁止されています。
例) 寄附の見返りとして補助金を受け取ることや、有利な利率で貸付を受けるなど。
- 本社が所在する地方公共団体への寄附については、本制度の対象となりません。
この場合の本社とは、地方税法における「主たる事務所または事業所」を指します。



● 問い合わせ先

高知県総務部政策企画課

〒780-8570 高知県高知市丸ノ内1-2-20
TEL.03-3501-5541 FAX.03-3501-5545 E-mail:080201@ken.pref.kochi.lg.jp

● 高知県外の窓口

高知県東京事務所

〒100-0011 東京都千代田区千代田1-3-3 内幸町ダイビル7階
TEL.03-3501-5541 FAX.03-3501-5545 E-mail:081602@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県大阪事務所

〒541-0053 大阪府大阪市中央区本町2-6-8 センバセントラルビル1階
TEL.06-6244-4351 FAX.06-6244-7933 E-mail:120902@ken.pref.kochi.lg.jp

高知県名古屋事務所

〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-1-1 中ビル5階
TEL.052-251-0540 FAX.052-263-1190 E-mail:120903@ken.pref.kochi.lg.jp

● ホームページ

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/kigyau/>